債権者集会等続行期日

平成１８年（フ）第７６５号
香川県丸亀市綾歌町岡田下568番地２
破産者　亡竹内千恵相続財産
主文　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日を平成22年４月23日午後３時30分と定める。
平成22年２月23日　　高松地方裁判所民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。
平成２０年（フ）第３０３号
北海道北斗市七重浜３丁目16番22号
破産者　水島誠二郎
異議申述期間　平成22年４月16日まで
平成22年２月25日　　函館地方裁判所

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第２０１６号
東京都目黒区青葉台３丁目６番28号
清算株式会社　株式会社３ｉ
代表清算人　廣田　和也
１　決定年月日　平成22年２月23日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第２０３８号
東京都港区芝４丁目５番12号
清算株式会社　日本アクロス株式会社
１　決定年月日　平成22年２月23日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第２０４２号
東京都中央区銀座１丁目７番３号
清算株式会社　株式会社ＯＬＣ・ライツ・エンタテインメント
１　決定年月日　平成22年２月23日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第２１３６号
東京都品川区南品川２丁目２番10号
清算株式会社　アローテクノ静岡株式会社
１　決定年月日　平成22年２月23日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

更生手続終結

平成１９年（ミ）第１０号
広島県東広島市志和町志和東字阿原671番地の29
更生会社　東広島ゴルフ振興株式会社
管財人　木内　道祥
１　決定年月日　平成22年２月23日
２　主文　本件更生手続を終結する。
３　理由の要旨　更生計画の定めにより認められた金銭債権総額の３分の２以上が弁済され、更生計画に不履行が生じていない。
大阪地方裁判所第６民事部

更生手続における保全管理命令

平成２２年（ミ）第７号
高松市牟礼町大町2508番地
開始前会社　カトキチ高松開発株式会社
１　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　東京都港区虎ノ門１丁目６番12号大手町建物虎ノ門ビル６階　弁護士　進士　肇
平成22年２月23日
東京地方裁判所民事第８部

更生計画変更計画案議決権行使方法等

平成１５年（ミ）第５号
長崎県佐世保市ハウステンボス町１番地１
更生会社　ハウステンボス株式会社
１　議決権行使の方法　書面による投票
２　投票期間　平成22年２月23日から平成22年３月23日まで
３　決議の組分け　更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
４　議決権不統一行使の通知期限　平成22年３月８日
平成22年２月23日
東京地方裁判所民事第８部

再生計画認可

平成２１年（再）第３号
札幌市中央区南１条西２丁目11番地
再生債務者　株式会社丸井今井
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年２月22日までに書面投票により可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成22年２月23日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（再）第１０号
北海道滝川市幸町３丁目３番12号
再生債務者　株式会社サークル鉄工
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年２月23日までに書面投票による決議により可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成22年２月24日
札幌地方裁判所民事第４部

再生手続終結

平成２１年（再）第１７号
札幌市中央区南１条西16丁目１番地８　大竹ビル301
再生債務者　株式会社ネクストウェーブ
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定の確定
平成22年２月23日
札幌地方裁判所民事第４部

平成１８年（再）第１号
神奈川県三浦郡葉山町木古庭417番地
再生債務者　浅田　力造
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成22年２月23日
横浜地方裁判所横須賀支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第６号
埼玉県入間郡毛呂山町岩井西３丁目３番地５美義荘102号
再生債務者　浅見　　賢
１　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年３月15日まで
４　一般異議申述期間　平成22年３月29日から平成22年４月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（再イ）第１３号
埼玉県富士見市大字鶴馬2602番地３　サンライトマンション714
再生債務者　松田　英彦
１　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年３月15日まで
４　一般異議申述期間　平成22年３月29日から平成22年４月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（再イ）第１００号
千葉県四街道市みそら３丁目34番12号
再生債務者　池田　　隆
１　決定年月日時　平成22年２月22日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年３月15日まで
４　一般異議申述期間　平成22年３月29日から平成22年４月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（再イ）第１０号
埼玉県草加市青柳７丁目31番19号
再生債務者　甲斐真一郎
１　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年３月16日まで
４　一般異議申述期間　平成22年３月30日から平成22年４月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２１年（再イ）第２０７号
埼玉県坂戸市にっさい花みず木５丁目37番地11
再生債務者　森本　正彦
１　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年３月16日まで
４　一般異議申述期間　平成22年３月30日から平成22年４月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部